

# 小田原市図書館条例の一部改正について

## 1 条例改正の背景

図書館分館は、小田原市立図書館の分館として、豊川分館、上府中分館、片浦分館及び曾我分館の4施設が設置されております。

施設は支所に併設されており、貸出等の業務については、支所職員が兼務で行っていますが、併設する支所が施設の老朽化や利用状況等を考慮して廃止されることに伴い、図書館分館についても併せて廃止するため、小田原市図書館条例の一部改正を行うものです。

## 2 内容

### (1) 小田原市図書館条例

分館に関する事項の削除

### (2) 廃止する図書館分館

名称	位置
豊川分館	小田原市成田 477 番地の 1
上府中分館	小田原市千代 813 番地
片浦分館	小田原市根府川 77 番地の 1
曾我分館	小田原市下大井 75 番地の 1

## 3 施行予定日

平成31年3月15日